

○ 総務省告示第九十七号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後

地方公務員災害補償法第二条第九項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる災害発生の日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

期間の区分	率
「略」	一・〇〇
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	「略」

改 正 前

地方公務員災害補償法第二条第九項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とし、地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の総務大臣が定める率は、次の表の上欄に掲げる災害発生の日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

期間の区分	率
「同上」	一・〇〇
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。